

# 大分県報

令和二年  
第一〇四号  
五月八日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………
- 青少年に有害な興行の指定……………
- 道路区域の変更……………
- 道路の供用開始……………
- 令和二年度毒物劇物取扱者試験の実施……………

### ○告示

#### 大分県告示第二百八十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 受託者の住所及び名称

大分市大津町二丁目一番四十一号

一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会

理事長 高 柳 美 子

#### 二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

#### 大分県告示第二百八十九号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため認められるので、青少年の健全

な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。  
令和二年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令二・四・二一	映画	大人の同級生 さ世子と初恋	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	熟女6人 しびれる股間	新東宝映画	
〃	〃	全裸現場 アダルトビデオの作り方	新東宝映画	
〃	〃	ピンク・ゾーン2 淫乱と円盤	オーピー映画	
〃	〃	ある女教師・緊縛	新東宝映画	
〃	〃	スナックあけみ 濡れた後には福来たる	オーピー映画	

#### 大分県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年五月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年五月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道三重停	豊後大野市三重町市場字 沖ノ田五〇一番一から 豊後大野市三重町赤嶺字 西方下二九二三番二地先 まで	前	メートル 一四・五	メートル 三九七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区
		A	〃 八・〇	〃	
豊後大野市三重町市場字 沖ノ田五〇一番一から	豊後大野市三重町市場字 沖ノ田五〇一番一から	前	メートル 一四・五	メートル 三九七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区
		A	〃 八・〇	〃	

車場線		豊後大野市三重町赤嶺字 西方下二九二三番二地先 まで	豊後大野市三重町市場字 高市一七一七番七から 豊後大野市三重町赤嶺字 西方下二九二三番二地先 まで
		後	
	B	A	
	二〇・〇 六・二	八・〇	三九七・〇 分をい う。
			三九六・一

大分県告示第二百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年五月八日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道山袋久々姥線	宇佐市大字山下字福ノ神七九番地先から 宇佐市大字山下字前田二五二番二まで	令二・五・八

○公 告

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

令和二年五月八日

大分県知事 広瀬 勝貞

- 一 試験の日時  
令和二年八月四日(火曜日)午前十時から
- 二 試験の場所  
大分市千代町三丁目三番八号

学校法人平松学園 大分短期大学

注 今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況や国又は地方公共団体の外出自粛要請等

の状況によっては、試験の延期・中止又は会場の変更など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。これらの事項について変更がありましたら、大分県福祉保健部薬務室のホームページ「令和二年度毒物劇物取扱者試験について」に掲載しますので、適宜確認してください。

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

- 1 筆記試験
  - (一) 毒物及び劇物に関する法規
  - (二) 基礎化学
  - (三) 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。)
- 2 実地試験
- 3 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

五 提出書類

- 1 受験願書(大分県福祉保健部薬務室又は各保健所(保健部)に備え付けたもの) 正副各一通
- 2 履歴書(受験願書(正)の裏面に印刷のもの) 一通
- 3 戸籍抄本 一通
- 4 写真(左記の条件を満たすもの) 一枚
  - (一) 受験願書提出前六箇月以内に撮影したものであること。
  - (二) 正面、上半身、無帽のものであること。
  - (三) 縦四センチメートル、横三・五センチメートルのものであること。
  - (四) 裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

六 書類の提出先

- 1 県内居住者(郵便による申込みは、受け付けない。)
- 2 県外居住者(郵便による申込みも受け付ける。)

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇―八五〇一）

大分県福祉保健部薬務室

七 受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和二年六月八日（月曜日）から同月十九日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 受験手数料

一万五百円（受験願書提出の際納入すること。）

九 その他

1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室にお問い合わせること。

2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し百二十円切手を同封すること。

3 応用化学に関する学課修了者については、既に資格取得要件を満たしている場合があるので、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。

令和二年五月八日

大分県報（公告）

三